



平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 サカイオーベックス株式会社
(コード番号 3408 東証第 1 部)
代 表 者 代表取締役社長 松木伸太郎
問 合 せ 先 総 務 部 長 室 坂 浩 一
(TEL:0776-36-5800)

株式報酬型ストックオプションの導入決定について

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除く、以下同様とします。）に対するストックオプションとしての新株予約権による報酬等の額及びその具体的内容についての議案を、平成26年6月20日開催予定の当社第121回定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入について

取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社取締役に対し、新株予約権を行使することにより交付を受ける事が出来る株式 1 株当たりの行使価格を 1 円とする株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を割当てる事とし、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を平成 26 年 6 月 20 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

2. 株式報酬型ストックオプションを導入するために付与する議案の内容

当社の取締役の報酬は、平成 18 年 6 月 23 日開催の第 113 回定時株主総会において年額 240 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含まない。）とすご承認をいただいておりますが、かかる報酬の枠内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1,000 株とする。なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合等を行う場合には、次の算定により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割当てる新株予約権の総数200個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割当てる新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として、取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(5)の期間内において、原則として、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降に、新株予約権を行使することができるものとする。その他、新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

以上